



第3期斑鳩町障害福祉計画

概要版

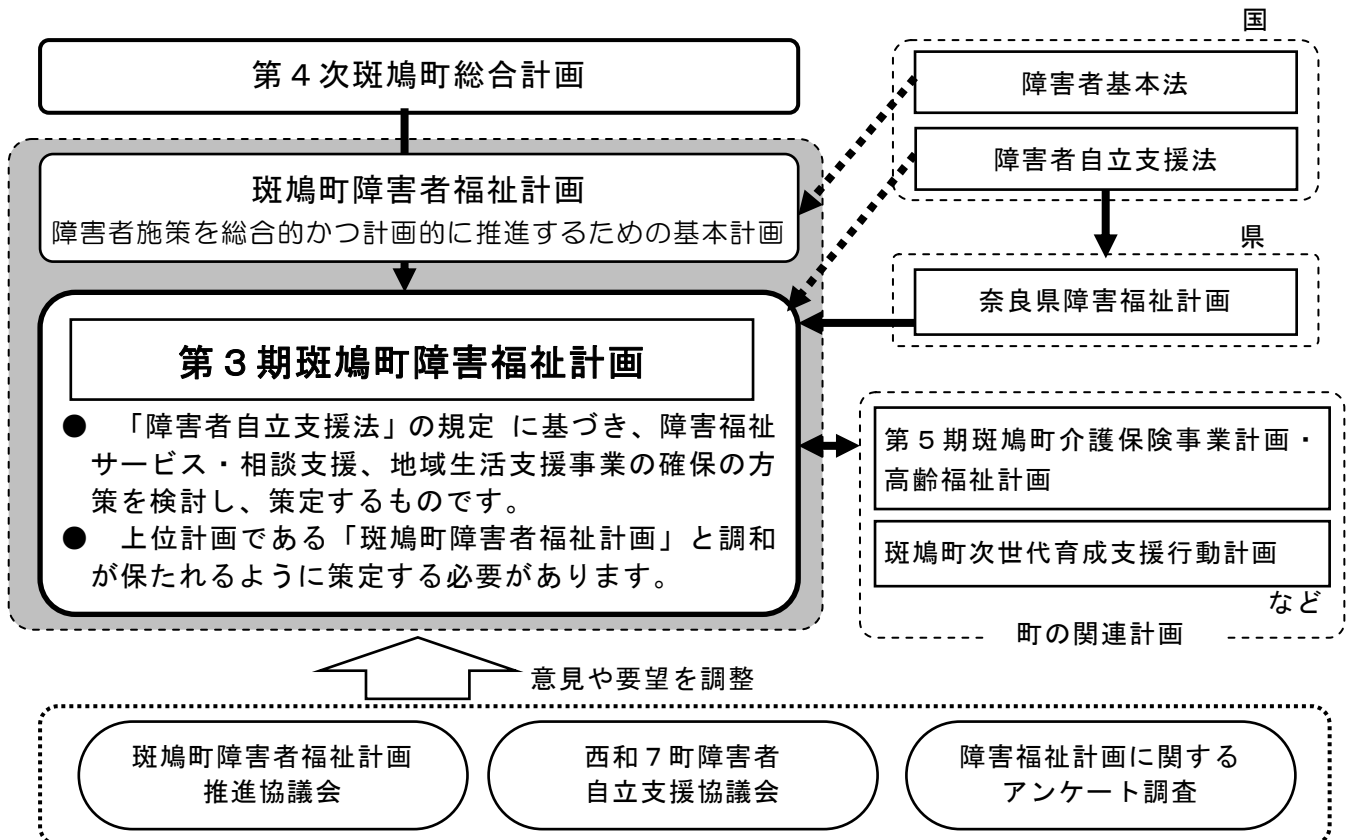
平成24年3月

斑鳩町

1. 計画策定の背景と趣旨

- 本町では平成 18 年度には「第 1 期斑鳩町障害福祉計画」（以下「第 1 期計画」）を策定し、その後平成 20 年度には平成 21 年度～平成 23 年度を計画期間とする「第 2 期斑鳩町障害福祉計画」（以下「第 2 期計画」）を策定しました。
- 第 1 期計画・第 2 期計画の施策の推進においては相談支援事業所の充実、障害福祉サービスについての周知、地域生活支援事業の各事業の充実などに取り組む中で、サービス事業所の新体系サービスへの円滑な移行や、訪問系サービスや短期入所などの利用者数の拡大などが見られるようになりました。また、近年、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、「障害者自立支援法」の一部改正が行われました。
- このような国の動向や本町の状況を十分に踏まえつつ、第 2 期計画が平成 23 年度で計画期間を満了することから、第 3 期斑鳩町障害福祉計画（以下「第 3 期計画」）として、平成 24 年度から平成 26 年度の「各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量とその確保の方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などを策定するものです。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

- 本計画の計画期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。
- ただし、国が「障害者自立支援法」の見直しを目指していることから、本計画は国の動向や社会情勢の変化に応じて計画期間中に計画を見直すなど必要な措置を講じる可能性があります。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
旧斑鳩町障害者福祉計画				新斑鳩町障害者福祉計画						
第 1 期計画				第 2 期計画			第 3 期 斑鳩町障害福祉計画			

4. 計画の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行を目指します。

項目	数値	考え方
第 1 期計画策定時点の入所者数 (A)	34 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (基準値)
平成 26 年度末の入所者数 (B)	29 人	今後の増減を加味した入所者数
【目標値】 施設入所者数の減少見込み (A-B)	5 人	平成 17 年 10 月から平成 27 年 3 月末日にかけて、5 人の入所者数の減少を目指します。
	14.7%	基準値 (A) に占める割合
【目標値】 地域生活への移行者数	8 人	平成 17 年 10 月から平成 27 年 3 月末にかけて、8 人の地域移行(施設入所からグループホームやケアホームなどへ移行する。)を目指します。
	23.5%	基準値 (A) に占める割合

(2) 福祉施設から一般就労への移行

- 就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を促します。

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する者

5. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込量

(1) 障害福祉サービスの見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	実利用者数	50	55	60
	月利用時間	570	650	750
重度訪問介護	実利用者数	1	1	1
	月利用時間	100	100	100
行動援護	実利用者数	3	4	5
	月利用時間	130	137	144
同行援護	実利用者数	18	19	20
	月利用時間	144	152	160
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	0	0
	月利用時間	0	0	0
短期入所	実利用者数	15	16	17
	月平均利用日数	80	106	119
生活介護	実利用者数	54	60	66
	月平均利用日数	930	1,032	1,135
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	2	3	4
	月平均利用日数	24	36	48
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	2	3	4
	月平均利用日数	10	15	20
就労移行支援	実利用者数	10	10	10
	月平均利用日数	127	127	127
就労継続支援（A型）	実利用者数	5	6	7
	月平均利用日数	110	132	154
就労継続支援（B型）	実利用者数	25	25	30
	月平均利用日数	375	375	450
療養介護	実利用者数	4	4	5
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	2	3	4
共同生活介護（ケアホーム）	実利用者数	5	7	9
施設入所支援	実利用者数	31	30	29
計画相談支援	月間利用者数	20	60	105
地域移行支援	月間利用者数	0	1	1
地域定着支援	月間利用者数	0	0	1

(2) 地域生活支援事業の見込量

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業 相談 支援	相談支援事業所	箇所数	1	1	1
	障害者自立支援協議会	箇所数	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	人数	0	0	1
支援 事業	手話通訳者派遣事業	実利用者数	14	14	15
	要約筆記者派遣事業	実利用者数	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2
事業 日常 生活 用具 給付 等	介護・訓練支援用具	利用件数	0	1	2
	自立生活支援用具	利用件数	10	11	12
	在宅療養等支援用具	利用件数	6	7	8
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	5	5	5
	排泄管理支援用具	利用件数	308	320	332
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	1	1	2
移動支援事業	実利用者数		32	34	36
	延べ利用時間		1,920	2,112	2,304
地域 活動 支援 セン ター	Ⅰ型	実人数	9	11	13
		箇所数	2	2	3
	Ⅱ型	実人数	0	0	0
		箇所数	0	0	0
	Ⅲ型	実人数	1	1	1
		箇所数	1	1	1
	うち町内事業所	実人数	5	6	7
		箇所数	1	1	1
手話奉仕員養成事業	実養成講座終了見込者数	7	7	7	
要約筆記奉仕員養成事業	実養成講座終了見込者数	3	3	3	
声の広報発行事業	発行回数	34	34	34	
自動車運転免許取得助成事業	利用件数	1	1	1	
重度身体障害者自動車改造費助成事業	利用件数	1	1	1	
更生訓練費給付事業	実利用者数	4	4	5	
日中一時支援事業	実利用者数	12	12	13	
	延べ利用時間	650	650	705	
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1	1	2	

6. 重点施策

(1) 身近な相談窓口

- 障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、障害種別や個々のニーズに配慮したきめ細かな相談体制が求められます。
- 本町では、町福祉課、保健センター、社会福祉協議会、障害者相談員、相談支援事業所（生活支援センターななつぼし）などの窓口において、障害のある人の施策全般にわたる相談に応じていきます。

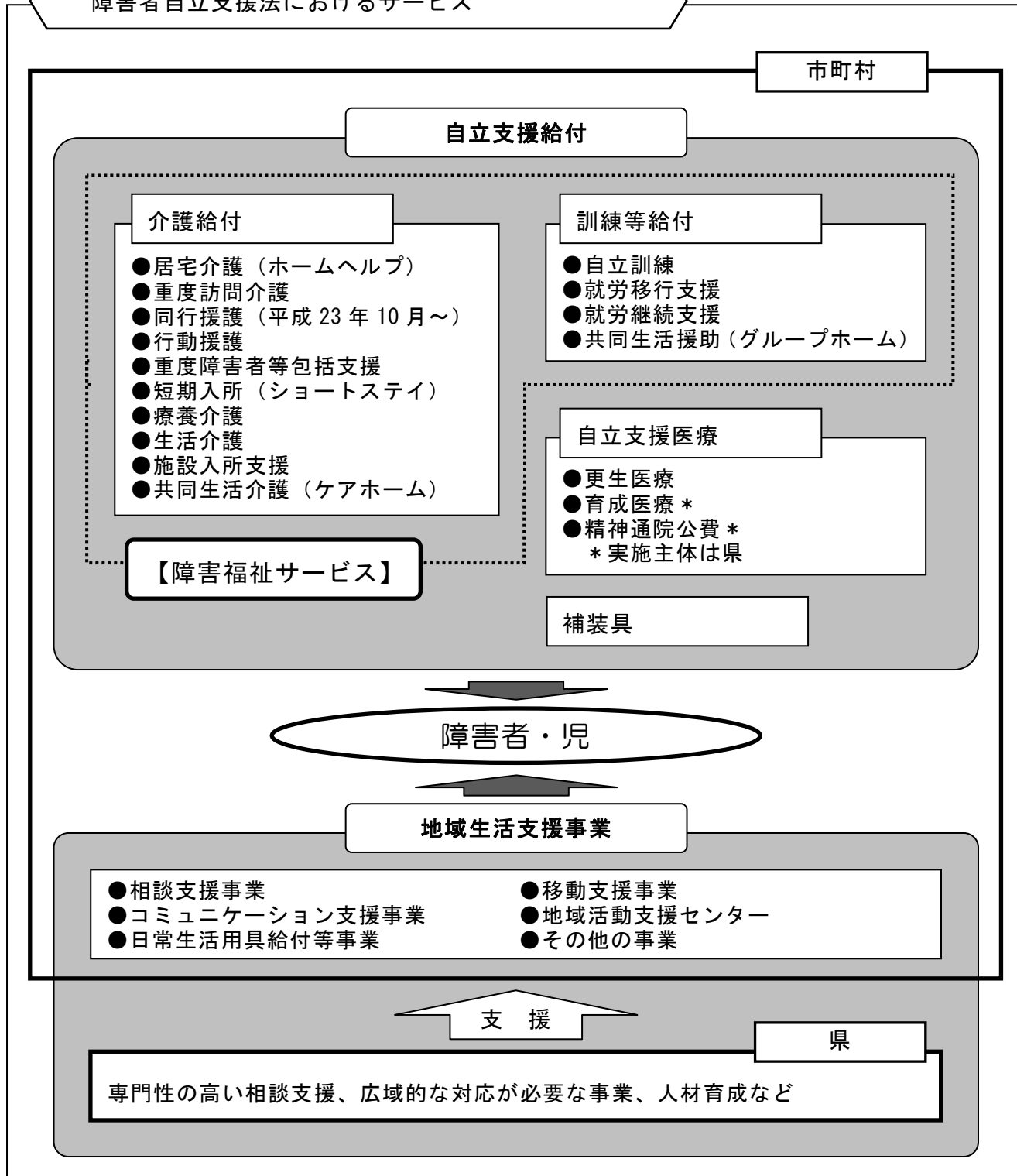
(2) 地域移行の推進・地域生活の充実

- 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院からの地域移行が円滑に進むように地域住民による合理的な配慮や障害のある人の尊厳を保持する地域づくりが求められています。
- 地域での共生という視点から、地域住民が障害を正しく理解するとともに、偏見や差別のない、全ての人々が心を通い合わせて生活ができるように、啓発活動などを実施します。
- また、障害のある人の尊厳を守るために、判断能力に不安のある障害のある人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように成年後見制度等の整備を進めていきます。さらに、「障害者虐待防止法」の施行にも留意し、体制の整備を行います。

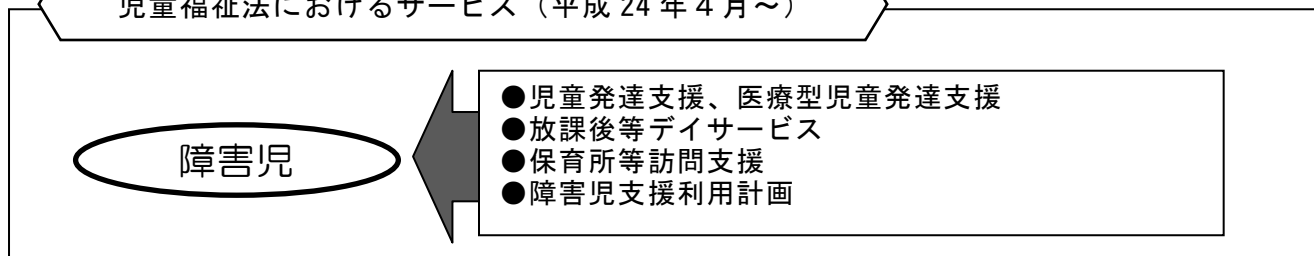
(3) 広域的な連携によるサービス支給と質の確保

- 本町ではサービスの供給体制として地域に身近な基盤整備を目指しながら西和7町等における広域的な連携によってサービスの充実に努めてきました。近年は障害福祉サービス等の円滑な利用が進み、そのサービス支給量と質の確保について施策の検討が必要となっています。
- サービスの確保に向けた広域的な供給体制や社会資源の活用についての協議の場としては西和7町障害者自立支援協議会があり、適宜、サービス確保に向けた運営のあり方について今後とも検討を重ねていきます。
- また、県や西和7町等におけるサービス事業所と連絡を密にし、事業所の新設や拡充について、情報を早期に把握し、必要な方に必要なサービスを提供できる状況を維持します。
- さらに、既存のサービス事業所においては良質かつ適正なサービス提供が維持できるように働きかけます。

障害者自立支援法におけるサービス



児童福祉法におけるサービス（平成 24 年 4 月～）



計画の推進にあたって

● 町民への広報・情報提供の推進

インターネットや広報など様々な広報媒体を活用するほか、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション手段の充実も図り、町役場の窓口を通じて、障害福祉サービスについての情報提供に努めます。

また、国における制度の見直しに対する情報について、国や県との連絡を密にし、住民への情報提供に努めることで、円滑なサービス利用につなげていきます。

● 推進状況の把握

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会等を活用して計画の進捗状況の把握を行い、計画の着実な推進に努めます。

また、第3期計画の目標値を達成するために、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者自立支援協議会において、ケース検討を通じた課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研究などに努めます。



第3期斑鳩町障害福祉計画

概要版

平成24年3月

斑鳩町役場 住民生活部 福祉課

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

T E L 0745-74-1001

F A X 0745-74-1011